神出病院における
行動制限件数の推移について

令和4年9月20日

医療法人財団　兵庫錦秀会
神出病院

神出病院の行動制限件数の推移について

- 令和2年3月、当院にて虐待事件が発覚し、看護職員及び看護補助者が逮捕される。事件当時は、“簡易拘束”と呼ばれる身体固定が、医師の指示なく行われていた。また、院内感染等が生じた際に、違法隔離が行われており、統計上に表れている以上の行動制限が行われていたことが推測される。
- 現在、当院では身体固定に関しても医師の指示が必要と規定し、短時間であっても医師の指示なく行動制限が行われないようにした。また、違法隔離が行われることがないよう徹底的に指導、介入を行い、問題があればすぐに幹部職員に報告が上がるよう体制を整備した。
- 身体拘束をはじめとして、面会制限、電話制限などの行動制限は、新体制後減少している。
- 隔離に関しては、令和3年12月隔離室の増設に伴い、増加している。

令和元年4月から令和4年7月の行動制限件数（月平均）

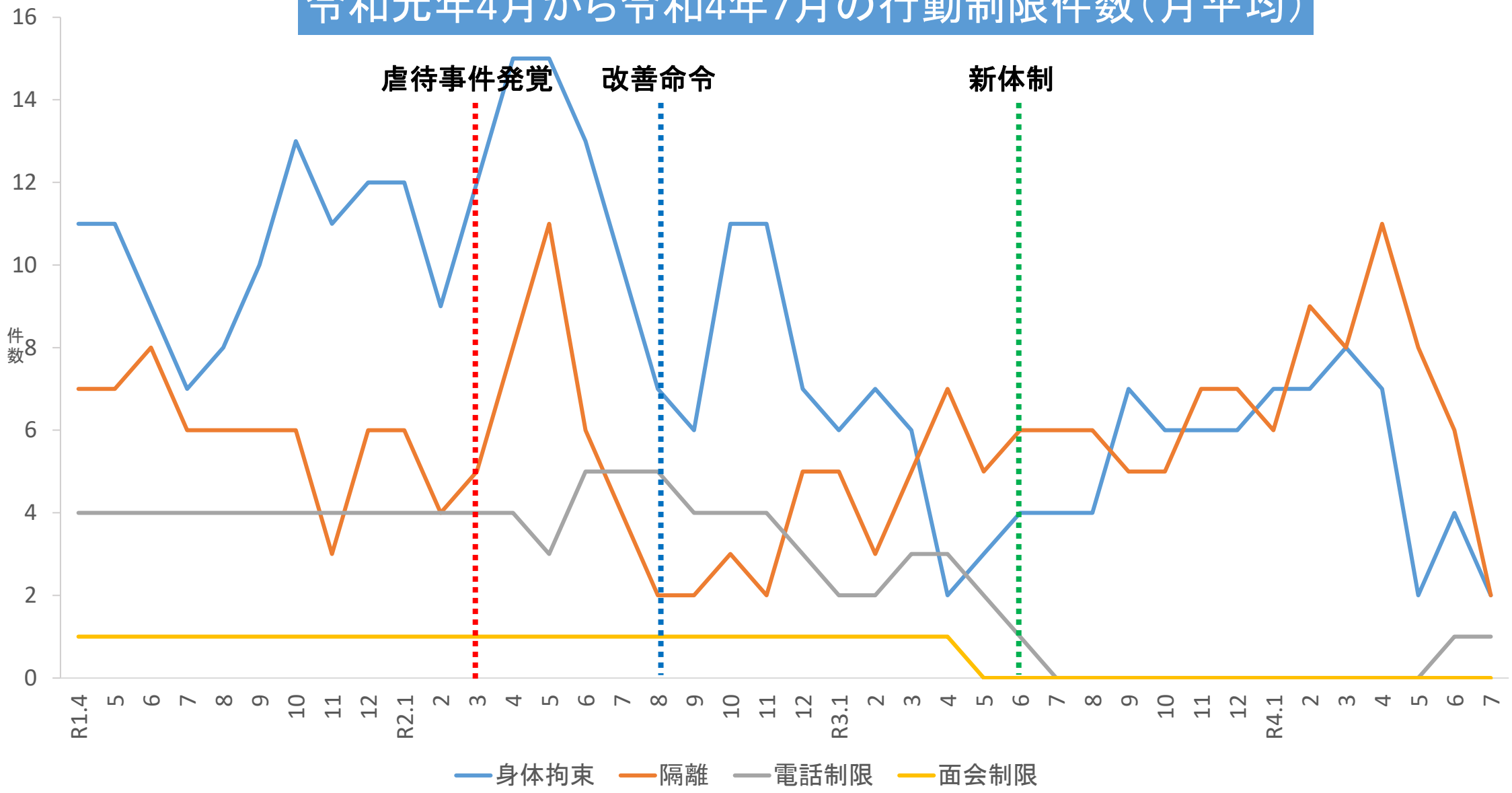

令和元年4月～令和4年7月身体拘束件数推移（月平均）

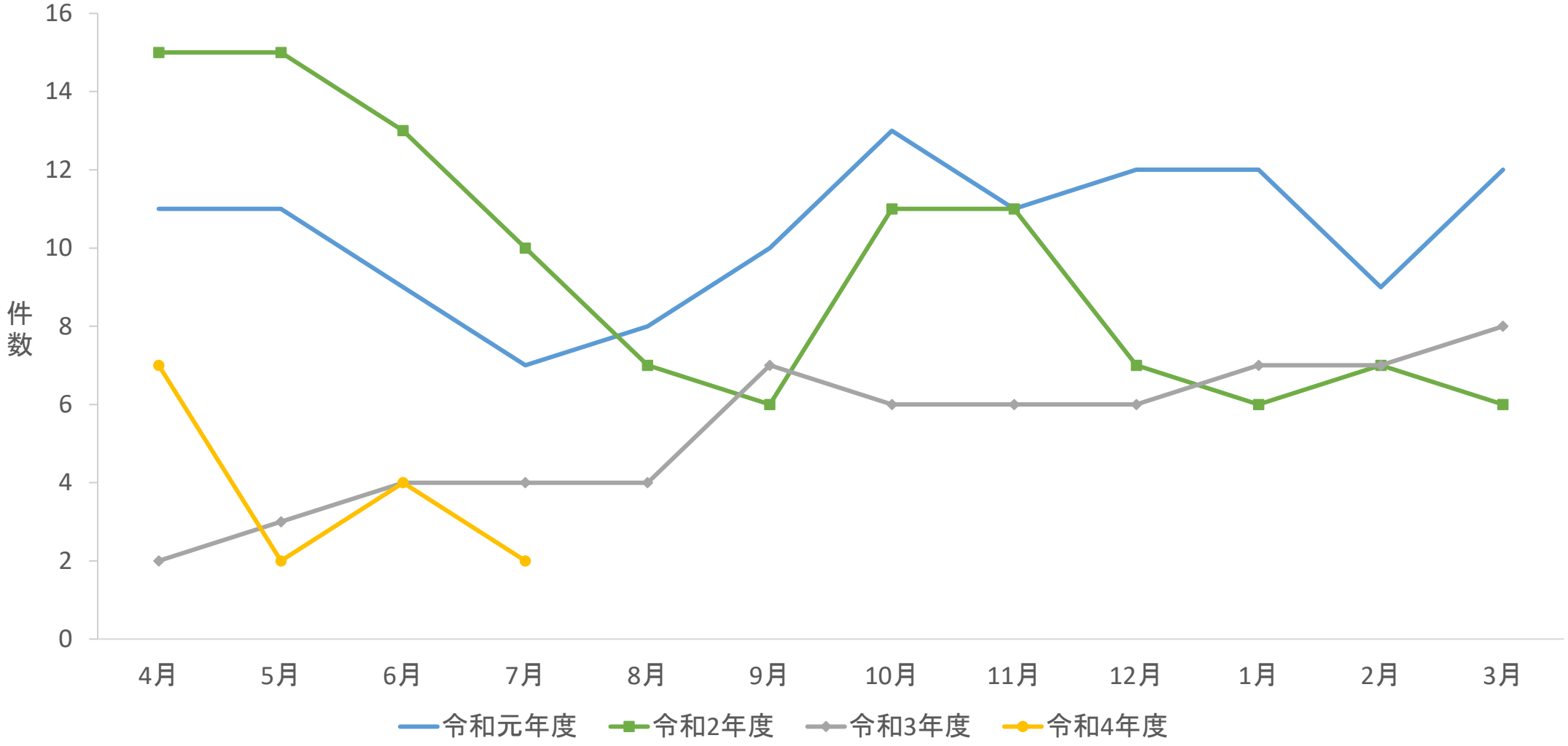

令和元年度～令和4年9月一日当たりの身体拘束指示件数の推移（3か月平均）

※令和4年9月は推定値により換算

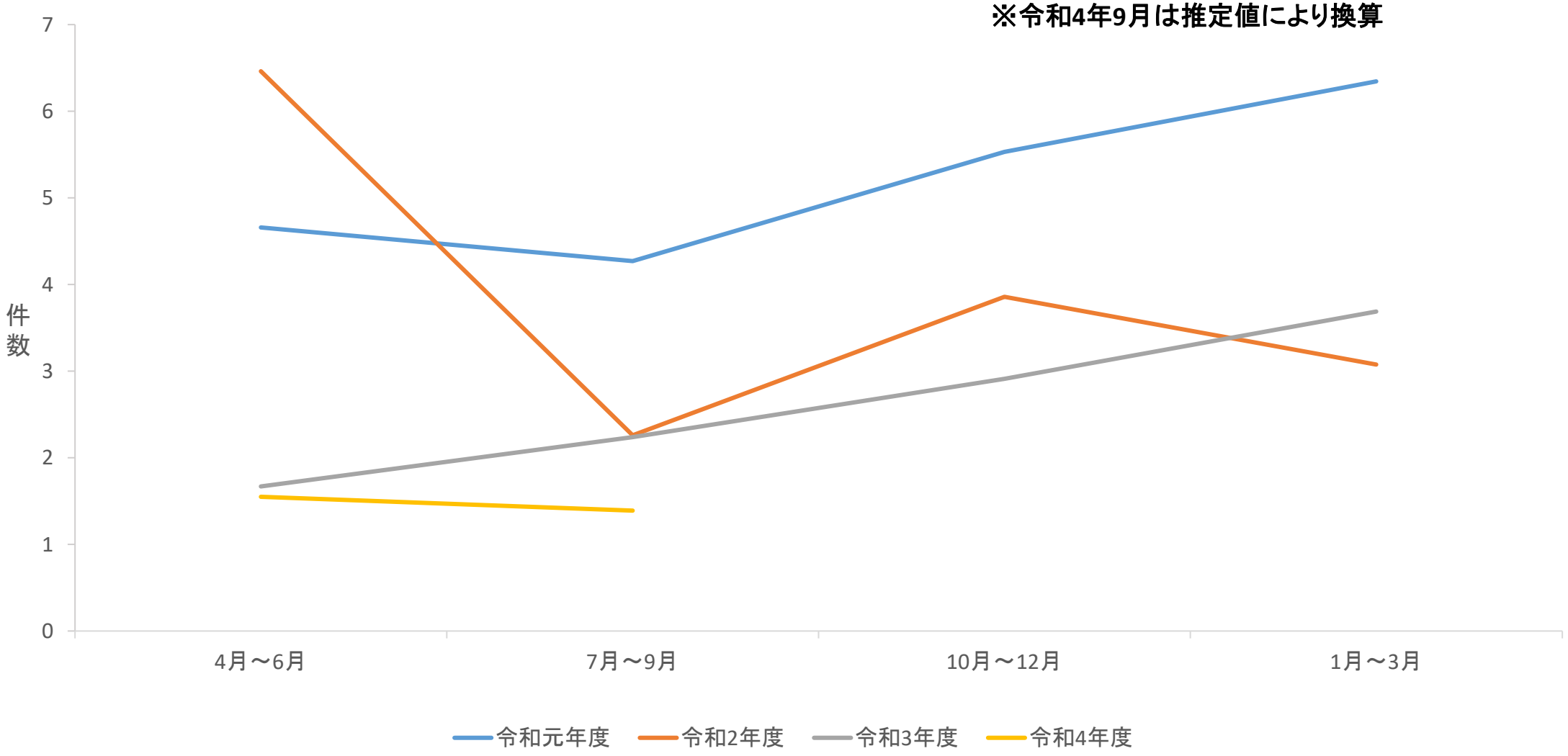

身体拘束の推移について

- 事件当時は転倒防止等の観点から、漫然と行われていた身体拘束が、令和3年から令和4年にかけて減少している。
- 現在は、月に一度開催される行動制限最小化委員会によって身体拘束が適切に行われているかチェックしている。
- 身体拘束の件数が令和3年9月以降若干増加しているように見えるのは、新規入院が増えたことが考えられる。

令和元年4月～令和4年7月一日当たりの隔離件数推移（月平均）

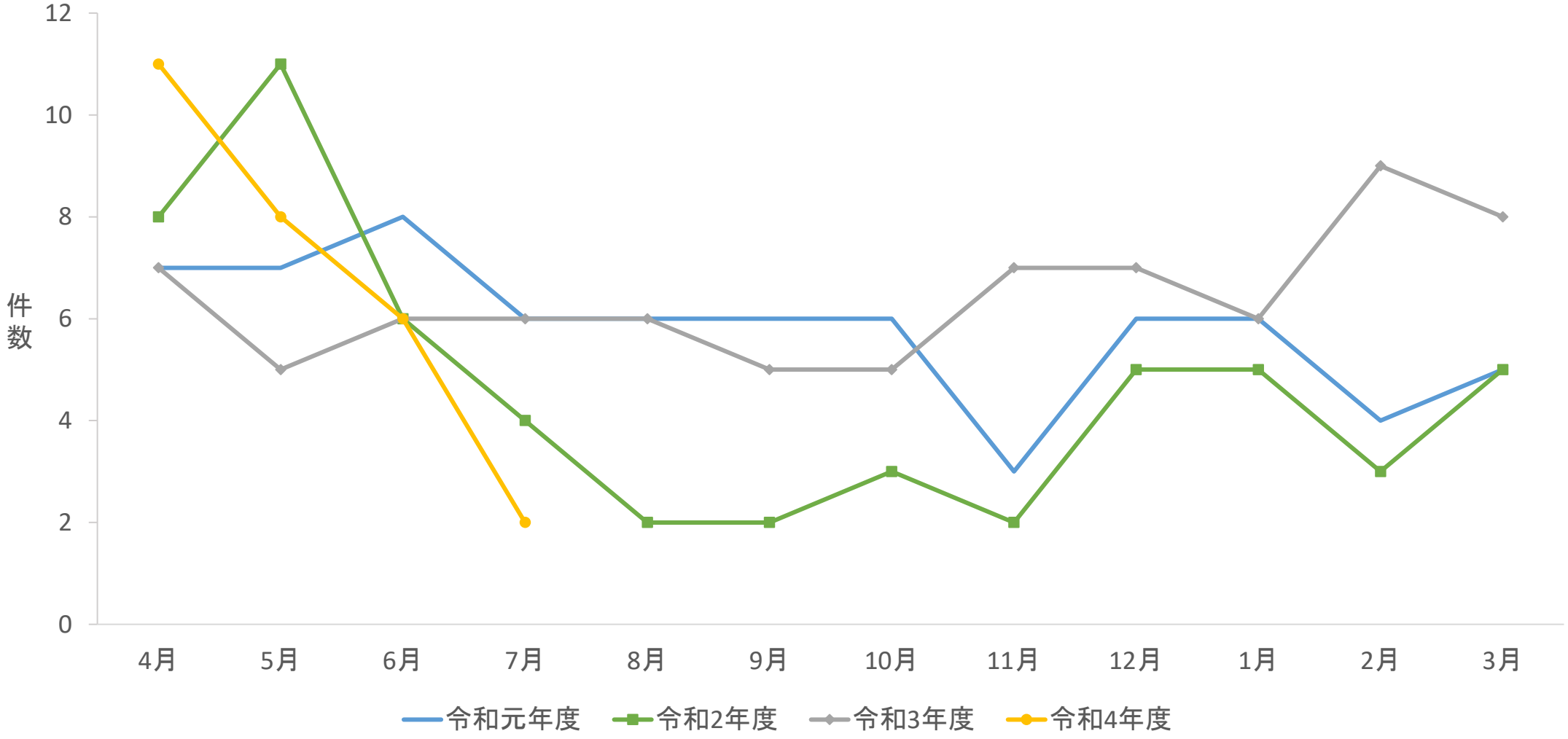

令和元年度～令和4年9月一日当たりの隔離指示件数推移（3か月平均）

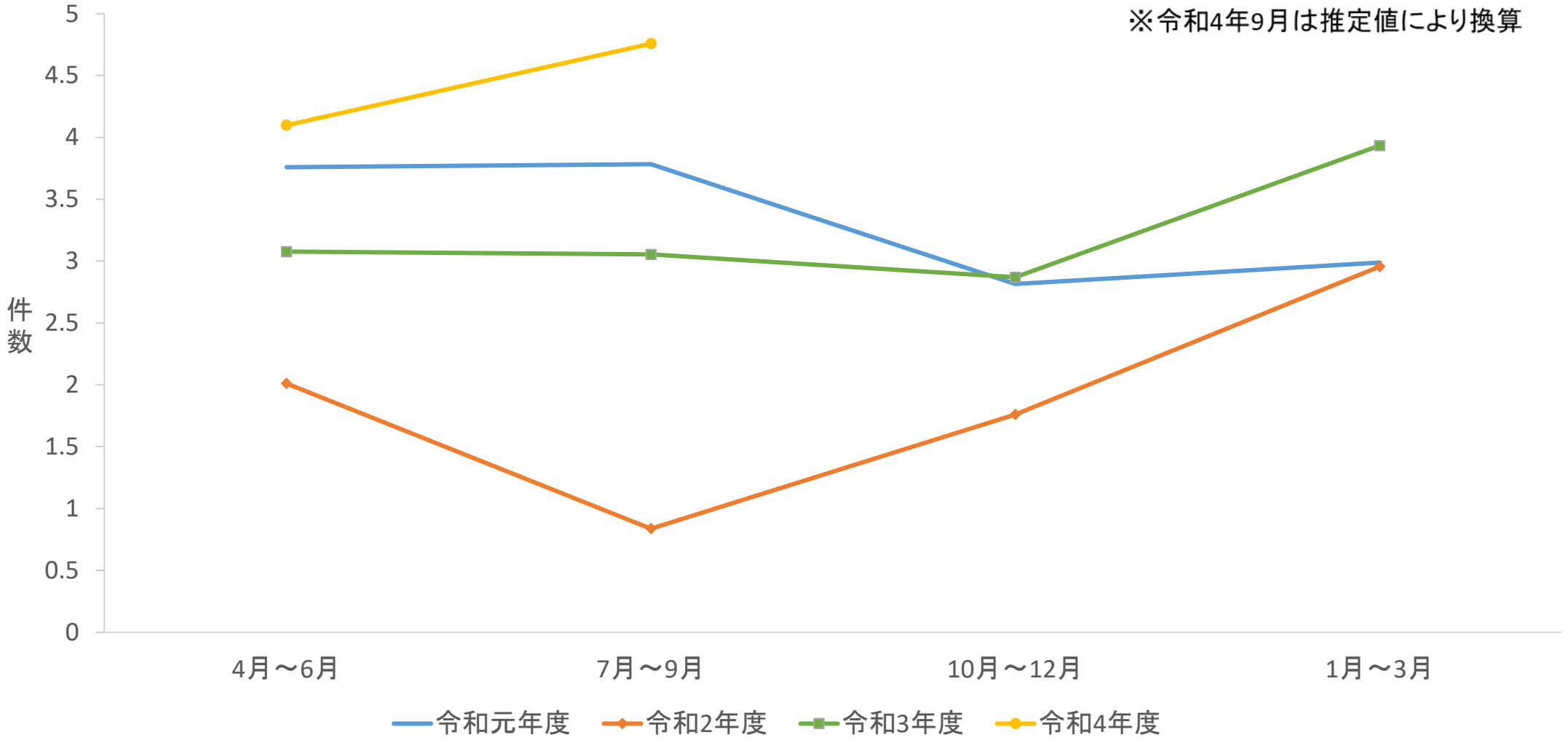

隔離件数の推移について①

- 隔離の件数については、令和4年1月より増加している。これは、令和3年12月に隔離室を増設したことによる影響が考えられる。
- 当院では、虐待事件発覚当時、病院全体で保護室が5室のみとなっており、保護室の不足により違法な隔離や過剰な身体拘束が行われていた。
- 隔離室を増設することにより、不必要な身体拘束も減少した。
- 行動制限最小化委員会において、治療の見直しや症状に応じた対応を検討することにより、できる限り早い段階で隔離室から一般病床に移行することができるようになっている。投薬治療で症状の改善が見込めない患者様に対しては、行動療法等も取り入れ、早期の制限解除を目指している。
- 特に隔離など行動制限が必要な患者様に対しては、病棟でも頻回にカンファレンスを行い、治療が膠着しないよう見直しをかけ、適切な形で開放観察を行い、制限の解除ができるよう取り組んでいる。

隔離件数の推移について②

- 違法隔離が行われていた理由として、病棟における誤った感染対策があったこともあげられる。
- 危機的状況になれば、現場は不安が高まり、視野が狭まったり、正確な判断がつきにくくなることが想定される。
- 新型コロナ感染症をはじめとして、院内感染が生じた際には、感染対策本部を設置し、本部において情報収集し、指示を統一し、病棟をバックアップするような体制をとりながら感染を制御することにした。また、感染対策チームの派遣や教育研修等の強化を行った。
- 結果、正しい感染コントロールが行われ、違法隔離はなくなった。また、院内感染を短期間で収束させることができるようになった。

令和元年4月～令和4年7月電話制限推移（月平均）

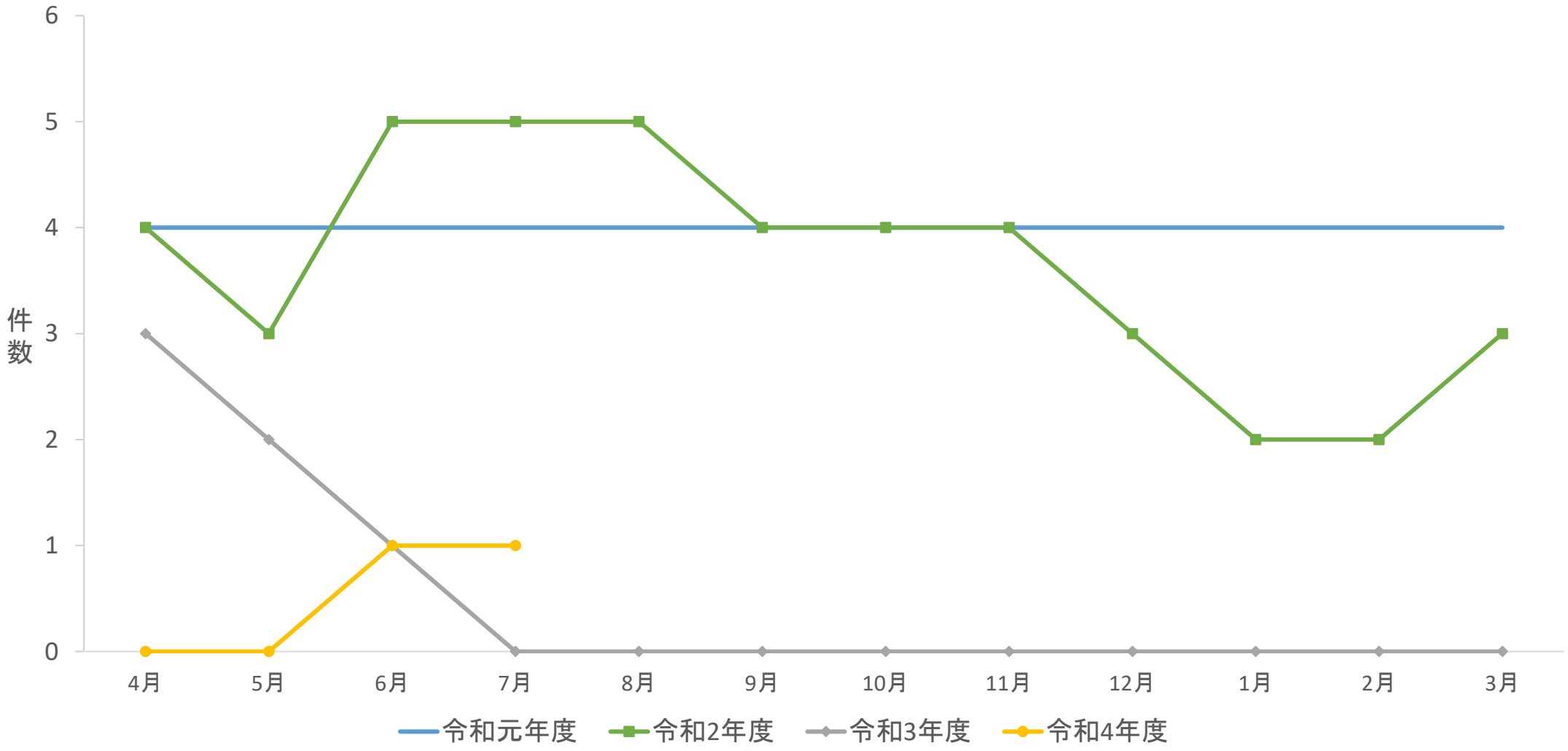

電話制限の推移について

- 電話制限に関しても、令和3年以降減少しており、現在は当院において制限はほとんどない。

令和元年4月～令和4年7月面会制限推移（月平均）

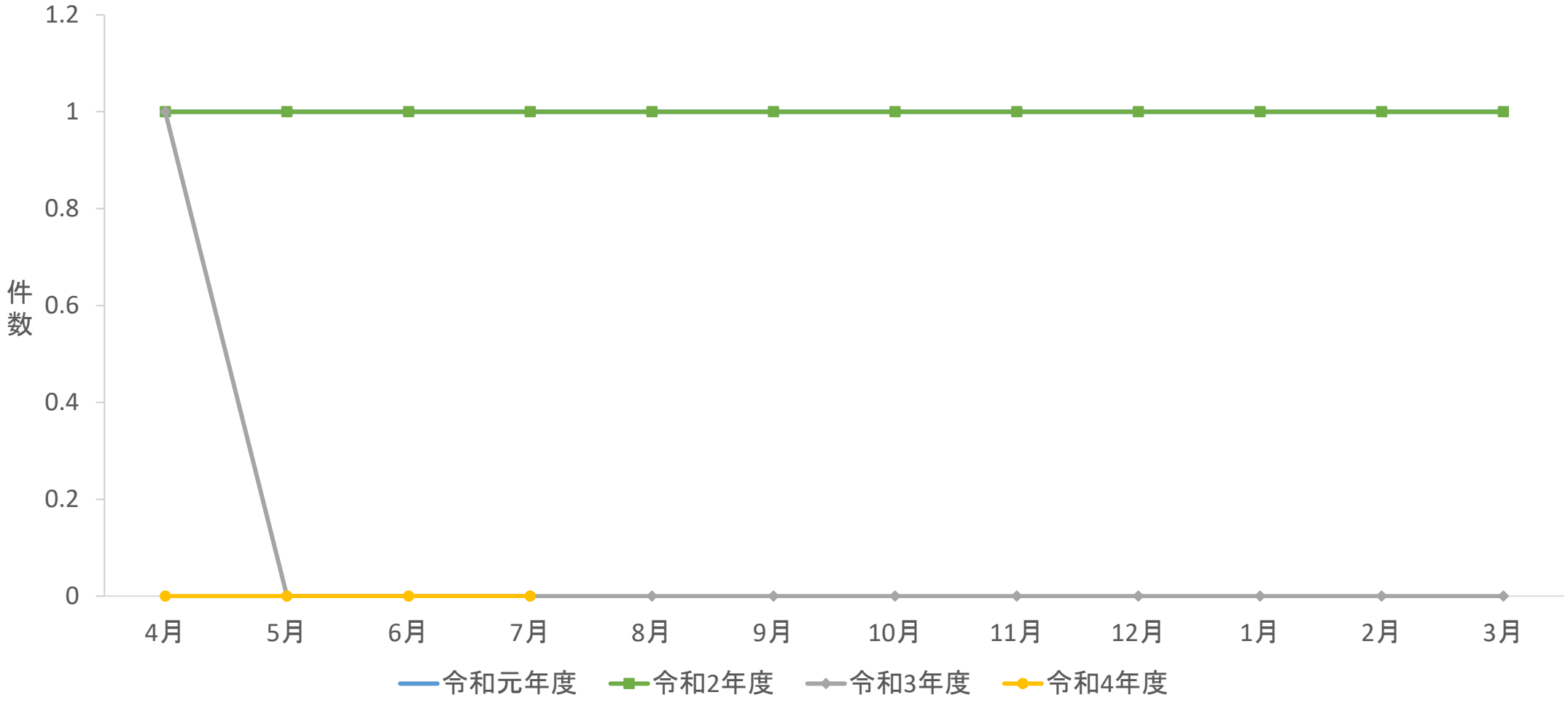

面会制限の推移について

- 元来、当院において面会制限はほとんどみられない。
- 現在は新型コロナ感染症の感染対策のため、病棟での対面での面会を控えて頂くようお願いしており、面会制限はみられない。対応策として、オンライン面会を行っているが、今後は感染状況をみながら、病棟等における対面での面会を検討していく。

まとめ

- 当院における身体拘束、隔離をはじめとした行動制限に関しては、総入院患者数の減少の影響もあるが、令和3年6月以降減少している。
- これは、行動制限最小化委員会等、院内の各種委員会が適切に機能し、院内カンファレンスが有効に働き、多職種によるチーム医療が行われ、治療が円滑に行われているためだと考えられる。
- 当院における行動制限の現状が、他院と比較してどうなっているかという点を明確にするためには、他の精神科病院における行動制限の状況と比較検討することが必要であると思われ、今後の課題である。